

## 住民票等の郵便申請書

新地町長 様

必要な方	住 所	福島県相馬郡新地町
	フリガナ	
	お名前	

証明書の種類	世帯全員の票 住民票	通	1通 200円	※市区町村によって異なります。	●必要な項目を選んでください。本籍等は指定がない場合省略します。 <input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> マイナンバー(個人番号) <input type="checkbox"/> 住民票コード ※マイナンバー、住民票コードを希望される方は請求目的を必ず記入してください。 ●外国籍の方は以下の項目についても選択してください。 <input type="checkbox"/> 国籍等 <input type="checkbox"/> 在留者カード番号 <input type="checkbox"/> 第30条45区分 <input type="checkbox"/> 在留資格/在留期間/在留期間満了日
	世帯一部の票 住民票	通	1通 200円		
	除票 (除かれた住民票)	通	1通 200円		
	記載事項 証明書	通	1通 200円		
	その他 ( )	通	1通 200円		
	合計	通	※世帯全員(6名以上)の住民票等を申請する場合は、50円追加料金がかかります。(例: 8人世帯 250円)		

上記に加え、ほかに証明書が必要な場合は、「証明書の種類」と「名前」を記入してください。

(例: 名前〇〇 の個人の住民票について、本籍が入っていないものを1通)

### 請求目的・提出先等

- 運転免許証                       相続 (どなた:                      様) 死亡による  
 公的年金(どなた:                      様)の(国民・厚生・共済                      年金)の請求・停止  
 その他(                      )

申請者	住 所					
	フリガナ					
	氏 名	(印)				
	(生年月日) 明・大・昭・平・令 年 月 日生					
	証明書記載の方と申請者の関係	<input type="checkbox"/> 同一世帯	<input type="checkbox"/> その他(                      )			
	昼間の連絡先電話番号	(                      )                      -				
同封する手数料	(定額小為替)                      (切手)					
	手数料	円 /	返信料	円 /	合計	円

※代理の方が申請される場合は、委任状(自署または押印)が必要です。  
 また、第三者が申請する場合は請求目的を具体的に記入してください。

## 郵送による住民票の申請方法

下記の①～④のもの(⑤に該当する場合は⑤も含む)を同封して申請してください。

### ①申請書

住民票等の郵便申請書の各項目に必要な事項を記入してください。

### ②手数料

郵便局で扱っております「定額小為替(無記名のもの)」を必要金額分同封してください。

住民票は1通あたり200円です。(新地町の場合)

### ③返信用封筒及び返信料

定形封筒に返送先住所と氏名を記入し、返信用切手(110円)を貼ってください。発行した証明書をご用意いただいた封筒にて郵送いたします。

※申請通数が多い場合は、切手料金が不足する場合があります。この場合、不足分受取人着払いとなります。

※速達郵便を希望する方は、通常料金に加えて速達料金分の切手を貼り、返信用封筒に速達と記入してください。

### ④本人確認書類の写し(現住所が確認できるもの)

運転免許証、個人番号カード(表面のみの写し)、パスポート(顔写真有)、健康保険証 等現在の住所が確認できる本人確認書類の写しを同封してください。

### ⑤委任状(代理人選任届)

ご本人及び同一世帯以外の方が申請される場合は、委任状(代理人選任届)が必要です。

### 【注意事項】

●郵便申請の場合、配達日数と役場の処理日数が必要です。申請内容や時期によっては申請から受取りまでに一週間から10日間程度かかる場合があります。

●本人から委任されて第三者が申請をする場合は、必ず委任者が自署または捺印した委任状が必要になります。内容によっては交付できない場合もありますので申請理由を具体的にご記入ください。

●住民票等の送付先は原則として申請者の住所となります。

(代理人申請の場合は、代理人の住所となります。本人確認書類を必ず同封してください。)

●代理人からマイナンバーの入った住民票を申請いただいた場合は、委任者本人の住所へ郵送いたしますので、返信用封筒には委任者本人の住所を記載してください。

●申請内容に不備があったり、手数料等が不足している場合は申請書をお返しする場合がありますので、申請書には昼間連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。

●その他不正な手段によって交付を受けた場合は過料が科せられます。(住民基本台帳法)

ご不明な点は、下記にお問い合わせください。

### お問い合わせ先

〒979-2792

福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30番地

新地町役場 町民課 町民係

電話番号 0244-62-2115(直通)